

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が**100人**を超える事業主が対象になります～

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月までの雇用障害者数をもとに、

- **障害者雇用納付金の申告**を行っていただきます。
※法定雇用率(2.0%)を達成している場合も申告が必要です。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、
障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月～28年3月)の途中に事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から
申告・納付
開始までの
スケジュール

	～平成27年3月	平成27年4月～ 平成28年3月	平成28年4月～
適用 対象 となる 事業主 の範囲	常時雇用する労働者数 が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が 100人 を超える事業主	申告・納付 開始

納付金の申告では...

・申告対象期間(＝申告の前年度)の各月における

- ①常時雇用している労働者数
 - ②雇用障害者数
 - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
- 等をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では...

・上記①②③のほか、雇用障害者の

- ④源泉徴収票(写)
- ⑤障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。

ご準備下さい!

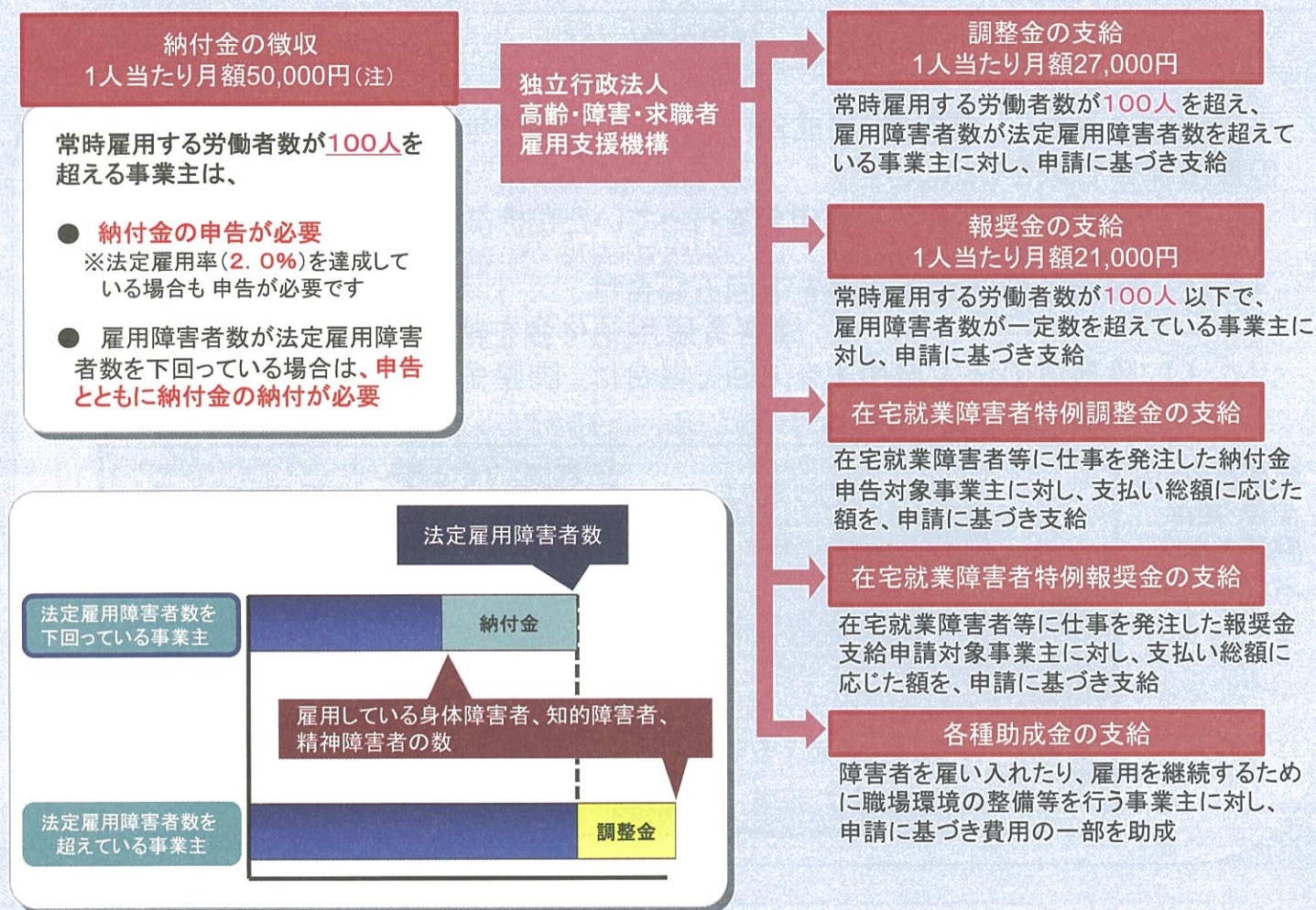
手続きをくわしくご案内する事務説明会を開催します。

全国各地にて2～3月を中心に実施。ぜひ、ご参加を! 詳細は裏面のお問合せ先(◎)まで。

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

◆障害者雇用納付金制度の概要



(注)

- 常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
 - 常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が**1人当たり月額「5万円」から「4万円」**に減額されます。

お問い合わせ先

- 障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。
 - ・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
- 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい
 - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください、最寄りの各都道府県支部(高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)※旧:高齢・障害者雇用支援センター)にお問合せください。
- 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい
 - ・ 最寄りの障害者職業センターにお問合せください。
※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画に関する助言から採用後の職場定着に至るまで体系的な支援を行っています。